

平成 29 年度 第 3 回 愛西市国民健康保険運営協議会会議録

会 議 名	平成 29 年度 第 3 回 愛西市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成 30 年 2 月 6 日 (火) 午後 2 時から午後 3 時 15 分まで
開 催 場 所	愛西市役所 南館会議室 2 - 5 (南館 2 階)
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	後藤 直史委員
協 議 事 項 等	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例の一部改正 (案) について ・平成 30 年度国保事業費納付金について ・平成 30 年度国民健康保険特別会計予算 (案) 事業勘定及び直営診療施設勘定について ・平成 30 年度国民健康保険税について ・第 3 期特定健康診査等実施計画 (案)、第 2 期愛西市国民健康保険データヘルス計画 (案) について ・平成 29 年度国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (案) について ・その他
公開/非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍 聴 人 の 数	なし
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・愛西市国民健康保険運営協議会次第 ・愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例の一部改正 (案) について 資料 1 ・平成 30 年度国民健康保険事業費納付金について 資料 2 ・平成 30 年度国民健康保険特別会計予算 (案) 事業勘定及び直営診療施設勘定について 資料 3 ・平成 30 年度国民健康保険税について 資料 4 ・第 3 期特定健康診査等実施計画 (案)、第 2 期愛西市国民健康保険データヘルス計画 (案) について 資料 5 ・平成 29 年度国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (案) について 資料 6
審 議 経 過	別紙のとおり

平成29年度 第3回 愛西市国民健康保険運営協議会

役 職	氏 名	選 出 根 拠	備 考
会 長	飯田 十志博	公益代表	
会長職務代理	横井 三千雄	公益代表	
委 員	岡本 千代子	公益代表	
〃	渥美 誠	公益代表	
〃	三輪 憲正	保険医代表	
〃	後藤 貢治	保険医代表	
〃	安井 久	保険医代表	
〃	石原 一孝	被保険者代表	
〃	水谷 怜	被保険者代表	
〃	田中 規雄	被保険者代表	
〃	花木 政義	被保険者代表	

事務局

役 職	氏 名	備 考
健康福祉部長	水谷 辰也	
健康福祉部参事	渡辺 雅樹	
保険年金課長	横井 誠	
八開診療所事務局長	渡辺 安生	
保険年金課課長補佐	石原 優雅	
保険年金課課長補佐	堀田 毅	
保険年金課係長	中井 久美子	
保険年金課主任	青木 一郎	
保険年金課主事	井戸田 憲二	

協議経過

発言者	内容
事務局	<p>本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。只今より国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>国民健康保険運営協議会は、愛西市審議会等の会議公開に関する要綱に該当し、公開が原則となっておりますので、会議録につきましては、保険年金課のホームページにて公開させていただきますので、予めご了承願います。</p> <p>なお、本日の傍聴人はございませんのでご報告をさせていただきます。</p> <p>会議の開催にあたりまして、会長を含む公益代表2名と被保険者代表が新しい委員に交代しておりますので会長選任の議事につきましては事務局が遂行させていただきますので、どうぞよろしく願います。</p> <p>それでは、本日の会議の成立状況でございますが11名の参加でございます。</p> <p>愛西市国民健康保険運営協議会規則第5条に規則しております定数に達しておりますので、本日の会議は成立することをご報告させていただきます。</p> <p>本日の欠席者は保険医代表の後藤直史委員の1名でございます。</p> <p>まず、会長の選任でございますが国民健康保険施行令第5条に公益を代表する委員からとなっておりますが、いかがの方法で取計りをさせていただければよろしいかお諮りしたいと思います。</p>
横井委員	<p>飯田委員を推薦させていただきます。よろしく願います。</p>
事務局	<p>只今、横井委員より飯田委員の推薦がございましたが、飯田委員を会長とすることにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、飯田委員に会長をお願いすることとなりました。会長選任までの議事につきましては、事務局が務めさせていただきました。皆様のご協力が無事終了しました。只今から飯田会長に引継させていただきます。飯田会長、会長席までご移動をお願いします。</p> <p>それでは飯田会長ごあいさつをお願いします。</p>
会長	<p>飯田でございます。公益代表の中から会長選出という規定によりまして、只今、ご推挙を賜りました。国民健康保険運営協議会の円滑な運営に際し、皆様のご協力をお願い申し上げまして簡単ではございますが、会長就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願います。</p> <p>それでは、規約によりまして議長は会長が務めることとなっておりますので、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をいただき議事を進めて</p>

	<p>まいりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>早速ではございますが、会長職務代理者の選任についてお諮りします。</p> <p>会長職務代理者の選任について、どのような方法がよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>会長指名でお願いします。</p>
会長	<p>会長指名でというご意見がございましたが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>ありがとうございます。皆様ご異議がないというご意見をいただきましたので、横井委員に会長職務代理者を指名いたします。</p>
職務代理者	<p>それでは横井委員、職務代理者の席に移動していただきまして、一言ごあいさつをお願いします。</p>
職務代理者	<p>それでは、飯田会長より会長職務代理の職をご推薦いただきました。横井</p>
職務代理者	<p>でございます。飯田会長とともに国民健康保険運営協議会の運営に際し、ご</p>
職務代理者	<p>協力をさせていただきますとともに委員皆様方のご協力も必要かと思いま</p>
職務代理者	<p>すのでよろしくお願いいたします。簡単ではございますが会長職務代理のあ</p>
職務代理者	<p>いさつとさせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事に入らせていただきますが、議事に入らせていただく前に</p>
会長	<p>議事録署名委員を指名させていただきます。石原一孝委員、水谷怜委員にお</p>
会長	<p>願いしたいと存じますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議題、愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康</p>
会長	<p>保険条例の一部改正（案）について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例の一部</p>
事務局	<p>改正(案)について説明)</p>
会長	<p>愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛西市国民健康保険条例の一</p>
会長	<p>部改正(案)について事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見は</p>
会長	<p>ございませんか。</p>
会長	<p>ご質問はございませんか。</p>
会長	<p>ご質問もないようですので、愛西市国民健康保険支払準備基金条例及び愛</p>
会長	<p>西市国民健康保険条例の一部改正(案)については、原案のとおり承認いただ</p>
会長	<p>いたものとしてご異議ございませんか。</p>

委 員	異議なし
会 長	では、原案のとおり承認いただいたものとします。 なお、この条例の一部改正（案）につきましては、3月議会に上程させていただきますのでよろしくお願いいたします。 次の議題、平成30年度国民健康保険事業費納付金について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(平成30年度国民健康保険事業費納付金について説明)
会 長	ただいま、平成30年度国民健康保険事業費納付金について事務局より説明がありましたが、何かご意見ご質問はございますか。
委 員	別紙1で所得割などの保険料率がありますが、県がこの保険料率でと示したということですか。
事 務 局	そういうことになります。
委 員	先ほどの説明では、愛西市は平成29年度の保険税率を適用していくと言いましたが、この保険税率でいくと基金の残高は、平成30年度末は約2億ということか、2年はもたないということか。
事 務 局	現在の見込では、平成30年度末の基金残高は約2億と予測しております。
委 員	30年度収入がなければ、足りないということですか。
事 務 局	繰越金の状況もございますが、収入がなければ、不足も生じるものと考えております。
委 員	基金は、何年ぐらいもちますか。
事 務 局	今の保険税率で、2年くらいはできると見込んでおります。今現在の来年度収入、繰越の見込でございますので、また、来年度、この時期に協議会に報告をいたしまして、保険税率の改正等の協議になるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
会 長	他にご質問はございませんか。
会 長	それでは、意見もないようですので、平成30年度国民健康保険事業費納付金について、平成30年度は国保税率改正を行わないということによろし

		いですか。
委 員		異議なし
会 長		ご異議なしということで、平成30年度は保険税率の改正を行わないものとします。 それでは、次の議題、平成30年度国民健康保険特別会計予算（案）事業勘定及び直営診療施設勘定について事務局の説明をお願いします。
事 務 局		（平成30年度国民健康保険特別会計予算（案）事業勘定及び直営診療施設勘定について説明）
会 長		事務局より平成30年度国民健康保険特別会計予算（案）事業勘定及び直営診療施設勘定について説明がありましたが、何かご意見ご質問はございますか。
会 長		ご質問は、ございませんか。 それでは、平成30年度国民健康保険特別会計予算（案）事業勘定及び直営診療施設勘定については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委 員		異議なし
会 長		平成30年度国民健康保険特別会計予算（案）事業勘定及び直営診療施設勘定については、ご承認とさせていただきます、3月の議会に上程するものとします。 次に平成30年度国民健康保険税について事務局の説明をお願いします。
事 務 局		（平成30年度国民健康保険税について説明）
会 長		平成30年度国民健康保険税について地方税法の国民健康保険税の一部改正がなされたら、平成30年4月1日施行で事務を進めていくと説明がありましたが何か、ご意見、ご質問ありますか
委 員		こちらの資料で、限度額が上がると説明がありましたが、保険料と保険税は何が違うのですか。
事 務 局		保険料と保険税では根拠法令が違います。税は時効3年、料は2年になります。国民健康保険税については、市町村が課税するというようになりますが、国民健康保険料については県が審議をする場所になりますので課税は愛西市でしたとしましても、不服申し立てについては、愛知県で受け

	<p>ていただくこととなり、国民健康保険税の場合は愛西市で課税し、愛西市で不服申し立てを受けるといったところですが、ほとんど同じですが、時効と不服申し立ての場所などが大きな違いです。</p>
<p>委員</p>	<p>国民健康保険法のほうだと、自動的に保険料の限度額が上がりますが、保険税は上がらないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の資料は、国が示した保険料の限度額の改正になります、保険税については、国に示す地方税法改正は毎年3月上旬で、3月議会には間に合わないという形で6月議会に上げさせていただいておりましたが、不利益事項の改正については、総務部総務課の法制執務担当の指導もあり、地方税法が改正され次第、4月1日施行の事務を進めていくこととなります。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに質問はございませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、税制改正が公布されましたら、平成30年4月1日施行で税制改正の事務を進めていくということで異議はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしということでよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、次の第3期特定健康診査等実施計画(案)、第2期愛西市国民健康保険データヘルス計画(案)について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(第3期特定健康診査等実施計画(案)、第2期愛西市国民健康保険データヘルス計画(案)について説明)</p>
<p>会長</p>	<p>事務局から第3期特定健康診査等実施計画(案)、第2期愛西市国民健康保険データヘルス計画(案)について説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>質問はございませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>ご質問もないようですので、この計画(案)についてご承認をいただくことで、ご異議はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、承認をいただきましたので、計画(案)を進めていただきます。次に平成29年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について事</p>

	務局の説明をお願いします。
事 務 局	(平成29年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について説明)
会 長	事務局より、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
会 長	ご質問がないようですので、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、ご承認をいただき、3月議会に上程することで、異議はございませんか。
委 員	異議なし
会 長	ご異議ないということで、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、3月議会に上程させていただきます。 以上で、本日の提出された議題は全て終了ですが、八開診療所事務局長より、発言を求められておりますので、少しのお時間をいただきますので、よろしくをお願いします。では、お願いします。
事 務 局 長	診療所から2点ほど、ご報告をさせていただきます。1点目ですが、八開診療所運営準備基金は現在、平成30年1月現在での基金積立額は113,110,320円でございます。2点目の報告事項でございます。診療所は地域における貴重な医療体制を確保し、安定した経営の下で上質な医療を継続して求められている一方で、現状は外来患者数の減少に伴う診療収入の減少により、毎年、運営準備基金から取崩をして繰入をしております。経営状態は毎年、非常に厳しい状況にあり、基金を取り崩しながら、財源を更正しておるのが診療所の現状でございます。 つきましては経営の効率化を図り持続可能な診療所経営を行うために八開診療所経営改善計画を策定し、診療所が果たす役割を達成するために基本的な方向性と具体的な取組を示す診療所5か年計画を今年3月をめどに完成させ平成30年度より計画に沿った取り組みを実施する計画を次回の運営協議会の場で報告させていただきますので、よろしくをお願いします。
会 長	ありがとうございました。只今の報告について何かご意見ございますか。
会 長	ご質問はないようですね。事務局からほかに何かありますか。
事 務 局	ございません。
委 員	少し、よろしいですか。

会 長	どうぞ。
委 員	国保に加入していない方はどれくらいいるのですか。国保に加入がしたくないという人はいると思うのですが。
事 務 局	あくまでも、国保は社会保険などの喪失者は届出制になりますので、今現在、国保に加入していない方の把握はしておりません。
委 員	例えば、そんな人が急病で病院にかかった場合はどうするのですか。
事 務 局	基本的には、その方は自由診療で病院にかかっただけでいただくこととなります。
委 員	わかりました。
会 長	ほかによろしいですか。 それでは、以上で本日の議題も終了し、意見も出尽くしたようなので、本日の国保運営協議会を終了させていただきます。 ありがとうございました。